

庁達第3号

庁 中 一 般
各 事 業 所

堺市公示令達規程等の一部を次のように改正する。

令和7年3月28日

堺市長 永 藤 英 機

(堺市公示令達規程の一部改正)

第1条 堺市公示令達規程(昭和45年庁達第4号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項及び第5条の2中「及び南区役所」を削る。

(堺市庁用自動車の管理及び運行に関する規程の一部改正)

第2条 堺市庁用自動車の管理及び運行に関する規程(昭和51年庁達第4号)の一部を次のように改正する。

第11条中「総務課長」を「行政総務課長」に改める。

(堺市職員研修規程の一部改正)

第3条 堺市職員研修規程(昭和58年庁達第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「各局」の次に「(堺市事務分掌条例(昭和47年条例第8号)第1条に規定する組織、区役所及び会計室をいう。以下同じ。)」を加え、「区役所にあつては企画総務課長(西区役所及び南区役所にあつては、総務課長)、消防局にあつては人事課長」を「堺市事務決裁規則(昭和36年規則第9号)第12条に規定する総務担当課長共通専決事項についての専決権限を付与されている者をいう。」に改める。

(堺市企画主任及び企画副主任設置規程の一部改正)

第4条 堺市企画主任及び企画副主任設置規程(昭和58年庁達第3号)の一部を次のように改正する。

第7条中「政策企画部」を「政策推進課」に改める。

(堺市行革推進本部規程の一部改正)

第5条 堺市行革推進本部規程(昭和60年庁達第11号)の一部を次のように改正する。

第8条中「行政経営課」を「行政総務課」に改める。

「技監
 別表第 1 中 交通政策監 を「市長公室長」に改める。
 市長公室長
 政策調整監」
 「総務課長 「行政総務課長
 別表第 2 中 行政経営課長 を 行政経営担当課長
 行政経営課参事（行革推進担当）」 行財政・構造改革担当課長」

に、「南区役所総務課長」を「南区役所企画総務課長」に改める。

（堺市庁議規程の一部改正）

第 6 条 堺市庁議規程（平成 1 2 年庁達第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

「技監
 別表中 交通政策監 を「市長公室長」に改める。
 市長公室長
 政策調整監」

（堺市広報広聴委員等設置規程の一部改正）

第 7 条 堺市広報広聴委員等設置規程（平成 1 3 年庁達第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「。以下「規則」という。」及び「及び南区役所」を削り、同条第 2 項中「及び南区役所」を削る。

（堺市法規主任設置規程の一部改正）

第 8 条 堺市法規主任設置規程（平成 1 6 年庁達第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「及び南区役所」を削る。

第 3 条第 1 項中「1 人を」を「を 1 人以上」に改め、同項ただし書を削り、同条第 2 項中「前項本文の規定にかかわらず、総務局長が特に必要があると認めるときは、」を削り、「同項本文」を「、特に必要があると認めるときは、前項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、各局長は、その指定について総務局長の承認を受けなければならない。

（堺市 S D G s 未来都市推進本部規程の一部改正）

第 9 条 堺市 S D G s 未来都市推進本部規程（平成 2 0 年庁達第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「政策企画部」を「公民連携課」に改める。

「技監
 別表第 1 中 交通政策監 を「市長公室長」に改める。
 市長公室長
 政策調整監」

別表第2中「公民連携担当課長」を「公民連携課長」に、「総務課長」を「行政総務課長」に、「南區役所総務課長」を「南區役所企画総務課長」に、「事業サポート課長」を「上下水道局総務課長」に改める。

(堺市安全・安心・快適なまちづくり推進本部規程の一部改正)

第10条 堺市安全・安心・快適なまちづくり推進本部規程（平成21年庁達第22号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「危機管理課長」を「危機管理課長」に、「都市景観室長」を「都市景観課長」に、「南區役所区政企画室長」を「南區役所企画総務課長」に改める。

(堺市再任用職員等任用審査会規程の一部改正)

第11条 堺市再任用職員等任用審査会規程（平成25年庁達第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項及び第4条第2項第2号中「サービス推進部長」を「上下水道局総務部長」に改める。

(堺市内部統制推進本部規程の一部改正)

第12条 堺市内部統制推進本部規程（令和2年庁達第8号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「行政経営課長」を「行政経営担当課長」に改める。

第7条中「行政経営課」を「行政総務課」に改める。

「技監

別表第1中 交通政策監
市長公室長 を「市長公室長」に改める。
政策調整監」

(堺市ICT戦略推進本部規程の一部改正)

第13条 堺市ICT戦略推進本部規程（令和2年庁達第19号）の一部を次のように改正する。

「技監

別表第1中 交通政策監
市長公室長 を「市長公室長」に改める。
政策調整監」

別表第2中「広報戦略推進課長」を「広報戦略担当課長」に、「総務課長」を「行政総務課長」に、「南區役所区政企画室長」を「南區役所スマート区役課長」を「人事課長」に、「南區役所区政企画室長」を「南區役所スマート区役課長」に改める。

所担当課長」に改める。

(令和7年国勢調査堺市実施本部規程の一部改正)

第14条 令和7年国勢調査堺市実施本部規程(令和6年庁達第5号)の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「調査統計担当課長」を「調査統計課長」に改める。

附 則

この庁達は、令和7年4月1日から施行する。